

職員団体のための職員の行為の制限の特例 に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の内容

会計年度任用職員が、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合を定める。（第2条）

2 新旧対照表

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例（昭和41年10月文京区条例第24号）

改正後（案）	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（職員団体のための職員の行為の制限の特例）</p> <p>第二条 職員は、次に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>一 法第五十五条第八項の規定により、適法な交渉を行う場合</p> <p>二 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月文京区条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第十条及び第十一条、<u>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第十二条及び第十三条又は勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則の規定により休日並びに勤務時間条例第十二条、幼稚園教育職員勤務時間条例第十四条又は勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則の規定により指定された代休日</u>で、その日に任命権者が特に勤務を命じていない場合</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（職員団体のための職員の行為の制限の特例）</p> <p>第二条 職員は、<u>次の各号</u>に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>一 法第五十五条第八項の規定により、適法な交渉を行う場合</p> <p>二 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月文京区条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第十条及び第十一条<u>又は幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第十二条及び第十三条の規定による休日並びに勤務時間条例第十二条又は幼稚園教育職員勤務時間条例第十四条の規定により指定された代休日</u>で、その日に任命権者が特に勤務を命じていない場合</p>

<p>三 勤務時間条例第十三条第三項、<u>幼稚園教育職員勤務時間条例第十五条第三項又は勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則</u>の規定により年次有給休暇を与えられている場合</p> <p>四 法第二十八条第二項第二号の規定により休職を命ぜられている場合</p> <p><u>付 則</u> この条例は、令和二年四月一日から施行する。</p>	<p>三 勤務時間条例第十三条第三項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第十五条第三項の規定により年次有給休暇を与えられている場合</p> <p>四 法第二十八条第二項第二号の規定により休職を命ぜられている場合</p>
--	--